

知的財産推進計画 2007

～著作権等関係部分抜粋～

2007年5月31日

知的財産戦略本部

知的財産推進計画 2007 著作権関連版 目次

第2章 知的財産の保護

I. 知的財産の保護を強化する	5
7. 知的財産の国際的な保護及び協力を推進する	5
(2) 国際公共政策に配慮した国際ルールの構築に貢献する	5
(6) 自由貿易協定 (F T A) / 経済連携協定 (E P A) 等を活用する	5
(7) 国際的な情報共有を推進する	6
② 知的財産に関連する法律の英訳を国際的に発信する	6
II. 模倣品・海賊版対策を強化する	7
1. 外国市場対策を強化する	7
(1) 模倣品・海賊版拡散防止条約の早期実現を目指す	7
(2) 侵害発生国・地域への対策を強化する	7
② コンテンツ海外流通マーク (C J マーク) 等を活用する	7
④ 侵害発生国・地域に対し具体的要請を行う	7
⑤ 模倣品・海賊版の被害の実態を調査する	8
(3) 侵害発生国・地域の当局との当局間の連携を強化する	8
(4) 自由貿易協定 (F T A) / 経済連携協定 (E P A) 等を活用する	8
(6) 諸国との連携を強化する	9
① E U ・ 欧州各国との連携を強化する	9
② 米国との連携を強化する	9
③ 中国との協力を強化する	9
(7) 多国間の取組をリードする	10
(8) 模倣品・海賊版対策の能力構築を支援する	11
2. 水際での取締りを強化する	12
(1) 個人輸入等の取締りを強化する	12
3. 国内での取締りを強化する	13
(1) インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する	13

(4) 劇場内で無断撮影された映像の違法流通への対策を強化する	14
(5) 著作権法における親告罪を見直す	14
4. 官民の連携を強化する	15
(1) 政府内の連携を強化する	15
(2) 官民・民民の連携を強化する	15
5. 模倣品・海賊版に関する国民の理解を促進する	16
(2) 模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動を強化する	16

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する	17
1. デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールを整備する	17
(1) ビジネススキームを支える著作権制度を作る	17
① デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を整備する	17
② IPマルチキャスト放送へのコンテンツ流通を促進する	17
③ 違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する	18
④ 権利者不明の場合におけるコンテンツの流通を促進する	18
⑥ 私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る	18
⑦ 権利者の利益と公共の利益に留意した権利制限規定を整備する	19
⑧ 契約・利用の観点からライセンスの保護などについて結論を得る	19
(2) クリエーターに適正な報酬がもたらされる仕組みの下で、円滑な利用を進める	20
① マルチユースを前提とした契約ルールづくりを進める	20
③ 権利の集中管理を進める	20
④ コンテンツ業界における契約締結を促進する	21
⑥ 利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う国内制度を整備する	21
⑦ 国際的な著作権制度の調和を推進する	21
(3) 一般ユーザーがコンテンツを利用する環境を充実する	22
① ネット検索サービス等に係る課題を解決する	22
② アーカイブ化を促進し、その活用を図る	22
③ インターネット上でのコンテンツの新たな創作・発信を促す	23

⑥安心してコンテンツを利用するための取組を奨励・支援する	23
2. 海外展開を促進する	24
(1) 日本のコンテンツの強みを世界的に発揮する	24
③企業の海外展開を支援する	24
⑧音楽レコードの還流防止措置制度を活用するとともに輸出を拡大する	24
(2) 日本をクリエイションの拠点とするとともに、魅力を世界に伝える	24
③コンテンツ・ポータルサイトを支援する	24
3. コンテンツ人材の育成を図る	25
(2) エンターテインメント・ロイヤーを育成する	25
4. コンテンツに関する研究開発を推進する	26
(3) バランスのとれたプロテクションシステムを採用する	26

第5章 人材の育成と国民意識の向上

1. 知的財産人材育成総合戦略を実行する	27
2. 知的財産人材育成を官民挙げて進める	28
(4) 海外派遣など海外との交流を活発化する	28
②アジア等の人材の受入れと専門家派遣を拡充する	28
(7) 知的財産の教育者や教材・教育ツールを開発する	28
②知的財産教育に関する教材・教育ツールを開発する	28
5. 国民の知的財産意識を向上させる	29
(6) 知的財産を含めた消費者教育を推進する	29
(7) 知的財産に関する国民への啓発活動を強化する	29

(注) *上記の章名・項目番号は「知的財産推進計画2007」による。

*抜粋版の項目に◎印が附されているものは、同計画の「重点編」に掲載されているものである。

第2章 知的財産の保護

I. 知的財産の保護を強化する

7. 知的財産の国際的な保護及び協力を推進する

(2) 国際公共政策に配慮した国際ルールの構築に貢献する

遺伝資源や伝統的知識、フォークロア（民謡などの伝統的文化表現）の問題など、知財政策と開発、人権、環境、公衆衛生といった他の様々な国際公共政策との関係について、我が国として適切な対応が図れるよう、2007年度も引き続き、関係省庁による「知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議」等を通じた政府内の連携を深めるとともに、産業界との意見交換の場を設けるなど、国際的な知財政策に関する検討体制を強化する。

また、2007年度も引き続き、これらの問題に関する先進国、途上国、地域コミュニティ間の対話や国際シンポジウム等の開催、アカデミアやシンクタンクなどでの研究活動を促進するとともに、遺伝資源や関連する伝統的知識等の利用と利益配分に配慮した企業、大学等の自主的取組を促す。

（ 外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、環境省、関係府省 ）

(6) 自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）等を活用する

自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）や投資協定などの二国間・複数国間協定の交渉の機会において、外国周知商標の保護など交渉相手国の知財制度の整備や特許におけるいわゆる修正実体審査の制度上又は運用上の受入れなどを促し、我が国産業界等の要望に沿った「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」等の規定以上の知財の保護が達成されるよう、2007年度も引き続き積極的に働きかける。

（外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省）

(7) 国際的な情報共有を推進する

②知的財産に関連する法律の英訳を国際的に発信する

我が国の知財に関連する法律などが国際的に理解され、利用されやすくするため、2007年度も引き続き、法改正や新規立法に適時に対応しつつ、2007年3月に改定された翻訳整備計画に従い知財法や関連する実体法・手続法の正確かつ統一された英訳の整備を更に進めるとともに、英語による検索機能等を付加した利便性の高いウェブサイトの構築を速やかに進めるなど、利用者のニーズを踏まえた英訳の利用環境を整備する。

〔 内閣官房司法制度改革推進室、法務省、文部科学省、
農林水産省、経済産業省、関係府省 〕

Ⅱ. 模倣品・海賊版対策を強化する

1. 外国市場対策を強化する

◎（１）模倣品・海賊版拡散防止条約の早期実現を目指す

我が国が提唱した「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」について、2007年度も引き続き、より一層国際的な関心を高めるとともに、関係各国との協議において、方針や見解を迅速かつ明確に示し、議論をリードし、早期の実現に向けた取組を加速する。

〔警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、
文部科学省、農林水産省、経済産業省〕

（２）侵害発生国・地域への対策を強化する

②コンテンツ海外流通マーク（CJマーク）等を活用する

i) 2007年度も引き続き、海賊版の摘発活動を容易にするため、コンテンツ海外流通マーク（CJマーク）の普及や調査・摘発活動を支援する。
(警察庁、文部科学省、経済産業省)

ii) 海外市場及び水際での商品の真贋判定を容易にするため、2007年度も引き続き、権利者・権利者団体や製造業者・流通業者に対し、その有効性を検証しつつ、偽造防止技術の活用を奨励する。
(警察庁、外務省、財務省、文部科学省、経済産業省)

④侵害発生国・地域に対し具体的要請を行う

i) 2007年度も引き続き、アジア諸国などの侵害発生国・地域に対し、デザイン模倣対策の強化、執行の強化、再犯防止の強化、周知商標の認定促進、水際における権利者負担の軽減など、具体的な制度改善や取締りの実効ある強化について閣僚レベルを始め様々なレベルで強力に要請する。
(外務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、関係府省)

⑤模倣品・海賊版の被害の実態を調査する

2007年度も引き続き、海外市場において模倣品・海賊版の被害を受ける我が国企業が増加していることにかんがみ、模倣品・海賊版による被害の実態等を調査・分析し、その結果を広く公表するとともに、国際交渉にも活用する。また、我が国の企業が侵害国において訴訟提起などの権利行使をするために必要なノウハウなどの情報を収集し、資料としてまとめ、企業に配布する。

(外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(3) 侵害発生国・地域の当局との当局間の連携を強化する

i) 侵害発生国・地域の当局（権利付与官庁、警察当局、税関当局、行政取締当局、司法当局）との連携を具体的に強化するため、2007年度も引き続き、日常的な情報交換に加え、相互支援協定等の締結や当局間での定期協議などを推進する。

また、2007年度から、模倣品・海賊版の拡散を防止するため、新たに設置された日中韓の税関当局による3か国会議の場を活用し、より効果的な水際取締りのための検討を行う等、税関当局間の連携を更に強化する。

(警察庁、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

(4) 自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）等を活用する

2007年度も引き続き、自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）や投資協定などの二国間・複数国間協定に、実効的なエンフォースメントの確保のための条項を盛り込むよう積極的に交渉する。また、エンフォースメントも含めた実際の執行状況等を協定上のメカニズムの場等を利用してレビューを行う。

(警察庁、外務省、財務省、文部科学省、
農林水産省、経済産業省、関係府省)

(6) 諸国との連携を強化する

①EU・欧州各国との連携を強化する

2007年度も引き続き、侵害発生国・地域への働きかけをより有効に行うため、首脳・閣僚レベルの定期・個別協議や日・EU知財対話等の協議を積極的に活用し、EUとの連携を強化する。また、EUとの連携を効果的に行うために、日仏間を始め欧州各国との二国間協議など欧州各国との連携を強化する。

(外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省)

②米国との連携を強化する

2007年度も引き続き、アジア・太平洋地域における知財権の保護を推進するため、首脳間、閣僚間を始めとする日米間の二国間協議などを積極的に活用し、米国との連携を強化する。

(外務省、財務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

③中国との協力を強化する

2007年度は、日中首脳間の合意に基づき2007年4月に立ち上げられた「日中ハイレベル経済対話」などを活用し、知財権の保護・運用の強化を働きかけるとともに、中国との対話と協力を強化する。

(外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省)

(7) 多国間の取組をリードする

2007年度も引き続き、主要国首脳会議(G8サミット)を始めとして、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋経済協力会議(APEC)、アジア欧州会合(ASEM)、世界貿易機関(WTO)、世界知的所有権機関(WIPO)、世界税関機構(WCO)等の国際機関・フォーラムにおいて、模倣品・海賊版問題が首脳を始めハイレベルで取り上げられるよう準備や働きかけを行うとともに、以下のような加盟国・参加国の間における協力や取組みを積極的に推進する。

- a) G8サミット・プロセス及びG8知財専門家会合を積極的に活用し、税関協力、途上国への技術支援、産業界との連携などを推進し、主要先進国間における連携を強化する。
- b) OECDにおいて、2005年から作業が開始されている模倣品・海賊版対策プロジェクトについて、諸外国と連携しつつ積極的に議論を推進する。
- c) APECにおいて、「APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ」に基づき、新たに2つのモデルガイドラインが策定されたが、同ガイドラインに沿った取組、各国・地域における知的財産権サービスセンターの早期設置の積極的な働きかけや植物品種保護に関するセミナーの実施に向けた取組などを推進する。
- d) ASEMにおいて、ASEM関税局長・長官会議での議論等を通じ、エンフォースメントを含む知財権保護のための活動に更に積極的に取り組む等、アジア・欧州間での協力を強化する。
- e) WTOの対中国経過的レビューメカニズム及びTRIPS協定の法令レビュー、貿易政策検討制度(TPRM)を積極的に活用し、アジア諸国・地域に対して模倣品・海賊版の取締りを強化するよう要請するとともに、TRIPS理事会におけるエンフォースメントの議論に積極的に参加する。
- f) WIPOにおいて、模倣品・海賊版のエンフォースメント問題を主要議題として取り上げ、模倣品・海賊版の取締りをWIPO加盟国が一体となって取り組むべき問題であるとの認識を加盟国間で共有するよう積極的に取り組む。

g) 税関の国際機関であるWCOにおいて、WCOの税関監視取締ネットワーク等を通じた知的財産侵害物品の水際取締りに関する情報交換が、模倣品・海賊版取締対策の大きな役割を果たしていくよう積極的に働きかけを行うとともに、加盟国がより効果的に取締りを実施するための方策の策定・実施に向けた作業を推進する。

(外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省)

(8) 模倣品・海賊版対策の能力構築を支援する

ii) 模倣品・海賊版対策に積極的に取り組むアジア諸国の政府関係者や民間の団体・企業等に対し、各府省が実施している知財権の保護に関する能力構築(キャパシティービルディング)を、2005年6月に策定された「知的財産保護協力・能力構築支援戦略」に基づき、2007年度も引き続き、我が国企業と協力しつつ、関係府省や国際協力機構(JICA)、JETRO等の関係団体が協調して実施し、年度終了後に事業内容のレビューを行う。

(警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、
文部科学省、農林水産省、経済産業省)

2. 水際での取締りを強化する

◎（１）個人輸入等の取締りを強化する

2007年度は、税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、その多寡にかかわらず、原則として認定手続を執ること等を明確化した改正通達に沿って、税関は水際における取締りを強力に推進するとともに、侵害認定について、状況により専門委員制度を活用する等、厳正化を図る。また、必要に応じ、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持の禁止について更に検討を行い、新法の制定等法制度を整備する。

（警察庁、法務省、財務省、文部科学省、経済産業省）

3. 国内での取締りを強化する

◎ (1) インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する

i) 著作権法において、インターネットオークションへの出品など海賊版の広告行為自体を権利侵害とすることについて、2007年度中に検討し、必要に応じ法制度を整備する。

(警察庁、法務省、文部科学省、関係府省)

iv) 2007年度は、官民協力の下、消費者や出品者の観点を考慮に入れつつ、権利者及びオークション事業者による「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」等を通じた下記の取組を推進する。

a) 違法な出品を防止するため、オークション事業者による正確な本人確認を促進する。

b) 模倣品・海賊版をオークションサイト上から一掃するため、「知的財産権侵害品流通防止ガイドライン(仮称)」の作成・運用などを通じた自主削除の強化、各種取組の効果検証など、オークション事業者及び権利者が一体となった自主的取組を促進する。

c) 模倣品・海賊版の出品・購入を防止するため、協議会のウェブサイトを開設するとともに、出品者及び消費者への啓発活動を強化する。また、権利者及びオークション事業者双方に対し、協議会への更なる参加を促す。

(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)

v) 2007年度は、上記取組の効果検証と並行して、インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を効果的に防止するための更なる対策の検討を行い、必要に応じ法制度等を整備する。

(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)

(4) 劇場内で無断撮影された映像の違法流通への対策を強化する

映画の上映中に劇場内において無許可で撮影された映像が違法に流通する等の問題に対応するため、2007年の通常国会で成立した「映画の盗撮の防止に関する法律」について、その周知徹底、映画関係事業者による映画の盗撮防止の自助努力、違反行為の取締りなど、官民挙げて対策を強化する。

(警察庁、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(5) 著作権法における親告罪を見直す

海賊版の氾濫は、文化産業等の健全な発展を阻害し、犯罪組織の資金源となり得るなど、経済社会にとって深刻な問題となっている。重大かつ悪質な著作権侵害等事犯が多発していることも踏まえ、海賊版の販売行為など著作権法違反行為のうち親告罪とされているものについて、2007年度中に非親告罪の範囲拡大を含め見直しを行い、必要に応じ法改正等制度を整備する。

(警察庁、法務省、文部科学省)

4. 官民の連携を強化する

(1) 政府内の連携を強化する

外国市場対策や水際及び国内での取締りに関し、関係府省が一体となって対策に取り組むよう、2007年度も引き続き以下のような対策に取り組むとともに、関係府省の連携を強化する。

- a) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口の周知を徹底し、権利者や企業等からの相談に対し、関係府省の連携を確保しつつ、迅速に対応する。
- b) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口は「総合窓口年次報告書」を作成するとともに、関係府省と連携し、その内容の更なる充実を図る。
- c) 関係府省が公表する模倣品・海賊版対策に関するデータや情報へのアクセスを容易にするため、政府模倣品・海賊版対策総合窓口のウェブサイトにおいてリンクを設定するなど、関係府省で模倣品・海賊版に関する情報共有を図る。
- d) 各種対策については、関係府省間で相互に調整を行うとともに、「模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議」を機動的に開催し、政策調整を密に行い、総合的に実施する。

〔 警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、
文部科学省、農林水産省、経済産業省 〕

(2) 官民・民民の連携を強化する

- i) 2007年度も引き続き、我が国の企業による諸外国での模倣品・海賊版対策の取組を支援するとともに、侵害発生国・地域の当局との交渉や働きかけを効果的に行うため、官民合同ミッションの派遣を始め、国際知的財産保護フォーラム、コンテンツ海外流通促進機構、不正商品対策協議会、日本関税協会知的財産情報センター等の民間団体の諸外国での活動を支援する。

(警察庁、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

- ii) 2007年度も引き続き、関係府省がより緊密に連携を取りつつ、企業等を対象にした模倣品・海賊版対策のためのセミナーを全国各地で開催する。

(警察庁、財務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

5. 模倣品・海賊版に関する国民の理解を促進する

(2) 模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動を強化する

2007年度も引き続き、権利侵害事犯の特徴等について事例を紹介したり、各種セミナーなどの機会を捉えて模倣品・海賊版の問題を採り上げたりする等、模倣品・海賊版が社会悪であることを明確にするとともに、その氾濫が社会にもたらす悪影響について訴求し、政府が推進している対策を周知する。

また、このような訴求等により、国内外において模倣品・海賊版の購入をしない適切な消費行動につなげることが重要であるという認識の下、消費者の意識向上を図るための戦略的かつ効果的な啓発活動を、関係省庁が一体となって展開する。

〔 内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、
文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 〕

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する

1. デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールを整備する

(1) ビジネススキームを支える著作権制度を作る

◎① デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を整備する

デジタル化・ネットワーク化の特質に応じて、著作権等の保護や利用の在り方に関する新たな法制度や契約ルール、国際的枠組みについて2007年度中に検討し、最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を2年以内に整備することにより、クリエイターへの還元を進め、創作活動の活性化を図る。

(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省)

◎② IPマルチキャスト放送へのコンテンツ流通を促進する

IPマルチキャスト放送に関する著作権法改正も踏まえ、地上デジタル放送の同時再送信を、計画されているスケジュールに沿って実施するために必要な措置を2007年度中速やかに講ずる。その際、放送番組に関する権利管理情報を放送事業者やIPマルチキャスト放送事業者など関係者が協力して整備するよう促す。

IPマルチキャスト方式による自主放送について、諸外国の動向を踏まえつつ、著作権法上の取扱いの明確化、プロテクションを含む端末技術の標準化の促進、放送番組等のコンテンツ流通市場の整備を2007年度中に進める。

また、クリエイターの新たな創作チャンスが増えるという視点も踏まえ、IPマルチキャスト放送事業者自らが魅力的な放送コンテンツを創るよう促すとともに、クリエイターとのビジネスマッチングの機会を2007年度中に充実する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

◎③違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する

合法的な新しいビジネスの動きを支援するため、インターネット上の違法送信からの複製や海賊版CD・DVDからの複製を私的複製の許容範囲から除外することについて、個人の著作物の利用を過度に萎縮させることのないよう留意しながら検討を進め、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

◎④権利者不明の場合におけるコンテンツの流通を促進する

我が国が蓄積してきた豊かなコンテンツを有効に活用するため、諸外国の動向も踏まえ、権利者の不明その他の理由により利用者が相当の努力を払っても権利者と連絡が取れない場合に、利用の円滑化を進める新たな方策について検討を進め、2007年度中に一定の結論を得る。

(総務省、文部科学省)

◎⑥私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る

私的録音・録画について見直すとともに、補償金制度については廃止や骨組みの見直し、他の措置の導入も含め抜本的な検討を行い、2007年度中に結論を得る。その際、技術的保護手段の進展やコンテンツ流通の変化等を勘案するとともに、国際条約や国際的な動向との関連やユーザーの視点に留意する。また、技術的保護手段との関係等を踏まえた「私的複製の範囲の明確化」、使用料と複製対価との関係整理等、著作権契約の在り方の見直し等についての検討を進め、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省、経済産業省)

⑦権利者の利益と公共の利益に留意した権利制限規定を整備する

i) 公表された著作物に聴覚障害者向けに手話や字幕による複製を実施できるようにするなど、障害者による著作物の利用の促進という観点から著作権法上の権利制限規定を整備することについて関係団体による具体的な提案に応じて、検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

ii) e ラーニング推進のため、第三者が作成した著作物を学校の授業の過程で公衆送信により利用することについて、権利者・教育関係者間での権利処理の在り方などに係る教育関係者による具体的な提案に応じて検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

iii) 関係者間での権利委託と許諾システムの整備状況に応じて、医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供するために行う文献等の複製や頒布・提供行為について、著作権者等への影響も勘案した上で、権利制限規定を整備することに関し検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省、厚生労働省)

⑧契約・利用の観点からライセンシーの保護などについて結論を得る

著作物の「利用権」及びライセンシーの保護に係る制度整備等について検討を行うとともに、その関連で登録制度を見直すことなどに関して検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

(2) クリエーターに適正な報酬がもたらされる仕組みの下で、円滑な利用を進める

◎①マルチユースを前提とした契約ルールづくりを進める

新たなコンテンツの流通を進めることにより、関係者全体が潤うコンテンツ大国を目指すため、関係者間で契約ルールに関する検討の場を作るなど、マルチユースを前提とした契約ルールづくりを促すため、以下の取組を進める。

- a) 映像コンテンツに関する関係者間で、ネット配信や国際展開などのマルチユースに係る具体的な課題について、関係者への公正な利益の配分や新たなコンテンツ創作の機会の増大にも留意した取組を2007年度中に進めるよう支援する。この中で、放送番組のマルチユースに際し、一般人など連絡先を把握できない出演者からの問合せを受ける窓口機関を作り、利用者によって運営する民間の自主的な取組を促す。
- b) 放送番組のマルチユースを促進することにより関係者全体が潤うよう、『放送番組の制作委託に係る契約見本』や『番組制作委託取引に関する自主基準』の取組を踏まえ、2007年度中に放送事業者と番組制作会社との間でのより具体的な契約モデルの作成を促進するなど、窓口管理業務に関する公正な協議・契約の締結を進め、放送番組の制作委託に係る課題を解決する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

③権利の集中管理を進める

マルチユースに際し、クリエイターに適正な報酬がもたらされる仕組みとして権利の集中管理や権利管理情報の整備を促進するとともに、著作権法上の実演家の著作隣接権の共有に関する解釈を明確にし、利用に関しほとんどの権利者の合意が得られるコンテンツの流通を促進するための方策について検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

④コンテンツ業界における契約締結を促進する

関係者間で合意された「放送番組における出演契約ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、コンテンツ業界において契約締結の促進に向けた気運を醸成し、必要に応じその法的な環境の整備を進めるための検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

⑥利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う国内制度を整備する

i) コンテンツの流通形態の変化を踏まえ、著作権の間接侵害について検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

ii) 法定賠償制度の創設等を含めて、著作権侵害に係る損害賠償請求や不当利得返還請求等の役割・機能等に関して総合的に検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

iii) 著作物の保護期間の延長や戦時加算の取扱いなど保護期間の在り方について、保護と利用のバランスに留意した検討を行い、2007年度中に一定の結論を得る。

(文部科学省)

iv) いわゆる放送新条約の検討状況を踏まえ、放送事業者への放送前信号に係る権利、譲渡権の付与等に関して検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(総務省、文部科学省)

⑦国際的な著作権制度の調和を推進する

2007年度も引き続き、現在検討されている視聴覚的実演や放送機関に関する新条約の早期採択に向けて、積極的に議論に貢献する。また、アジア諸国を中心に、「著作権に関する世界知的所有権機関条約」や「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」への早期加入を働きかけるとともに、途上国における著作権制度の普及・整備を支援する。

(総務省、外務省、文部科学省)

(3) 一般ユーザーがコンテンツを利用する環境を充実する

◎①ネット検索サービス等に係る課題を解決する

情報化時代におけるネット検索サービスが、国民生活の利便性の向上のみならず、産業政策や文化政策上重要であることにかんがみ、ネット上での検索サービス等に伴うサーバーへの複製・編集等や検索結果の表示に関する著作権法上の課題を明確にし、所要の法整備の検討を行い、2007年度中に結論を得る。また、新たなコンテンツへの検索・解析技術の開発・国際標準化や適切な保護ルールの検討などを2007年度から開始する。

(文部科学省、経済産業省)

◎②アーカイブ化を促進し、その活用を図る

◎ i) 公共的なデジタルアーカイブにおける著作物の収集・保存や絶版等に至った著作物で一般ユーザーが入手困難なものの提供など非営利目的や商業的利用と競合しない利用について、クリエイターへの補償措置も考慮しながら、コンテンツの保存・収集・利用を円滑に進められる方策を検討し、2007年度中に一定の結論を得る。

(文部科学省)

ii) 2008年中にNHKアーカイブスのネット配信サービスが行えるよう、必要な法整備を進めるとともに、関係者間の合意や過去の放送番組の二次利用に関する権利処理に係る取組を促し、民間放送事業者や放送番組センターの保有する番組を含め放送番組アーカイブの円滑な利用を促進する。

(総務省、文部科学省)

iv) 2007年度も引き続き、国立国会図書館において行われている貴重な図書等のデジタル化やインターネット情報資源等を収集保存し、ネット上で一般ユーザーの利用に供する取組について、その促進が図られるよう一層の連携を進める。

(文部科学省、関係府省)

◎③インターネット上でのコンテンツの新たな創作・発信を促す

インターネット上における著作物の自由な創作・発信を促すため、2007年度中に、著作物等のネットワーク上での利用条件を意思表示するシステムの構築を目指し、著作者が予め意思表示する際の利用条件の類型化や本人の意思に基づく権利放棄の取扱い等のルールの法的課題等の研究を行うとともに、民間における自由利用促進のための取組を奨励・支援する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

◎⑥安心してコンテンツを利用するための取組を奨励・支援する

iii) 権利者団体や通信キャリア事業者等によるモバイル向け著作権侵害コンテンツ配信の根絶に向けた取組を奨励する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

2. 海外展開を促進する

(1) 日本のコンテンツの強みを世界的に発揮する

③企業の海外展開を支援する

i) 事業者が海外展開を戦略的に進めることができるよう、2007年度中に、日本貿易振興機構（JETRO）等を通じて、海外の市場動向、政策動向、法制度、商慣習、海賊版被害実態、ビジネスの成功事例等の有用な情報を提供するとともに、JETRO等において海外拠点にコンテンツ担当者を配置するなど、情報収集機能や相談対応等の体制を強化する。また、官民挙げて輸出入データや国別市場規模等の統計を整備する。

(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省)

⑧音楽レコードの還流防止措置制度を活用するとともに輸出を拡大する

2007年度も引き続き、音楽レコードの還流防止措置の運用状況や海外における邦楽レコードの販売・ライセンス状況を検証し、輸出の拡大を促す。

(財務省、文部科学省、経済産業省)

(2) 日本をクリエイションの拠点とするとともに、魅力を世界に伝える

③コンテンツ・ポータルサイトを支援する

地域発や中小コンテンツ事業者が創造するコンテンツを含め、幅広いコンテンツが備えられ、国内外の利用者が我が国のコンテンツに関する情報に円滑にアクセスできるよう、2007年度も引き続き、日本のコンテンツの情報発信基地であるコンテンツ・ポータルサイトの運用の拡大やその国際化を支援する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

3. コンテンツ人材の育成を図る

(2) エンターテインメント・ロイヤーを育成する

2007年度も引き続き、国内のエンターテインメント・ロイヤーがビジネス戦略に係る助言や交渉を行うことができるよう、コンテンツ事業者との交流を深めることなどにより、現場の実践を踏まえた専門能力の向上を図ることを支援する。また、世界的に用いられている映像コンテンツの海外販売における基本契約書の日本語翻訳版を普及することにより、海外展開のための法務サービスを強化するよう促す。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

4. コンテンツに関する研究開発を推進する

(3) バランスのとれたプロテクションシステムを採用する

コンテンツの流通を促進するに当たり、技術革新のメリット・利便性を国民が最大限に享受できるようにするとの観点も踏まえ、視聴者利便の確保と著作権の適切な保護を図り、あわせてコンテンツビジネスが拡大するよう、バランスのとれたプロテクションシステムの策定・採用を促進するため、以下の取組を進める。

- a) 地上デジタル放送に関わる、いわゆる「コピーワンス」ルールの見直しに代表されるように、一定の枠組みにおける電波利用方式の設定・実施、放送関連機器・システムの規格・運用に関わるプロテクションシステムの設定は、事実上利用に当たっての制約になる可能性がある。したがって、こうしたプロテクションシステムの設定について、行政としても引き続き、視聴者、メーカー、関係事業者等幅広い関係者の参加を得て、その検討プロセスを公開し、その透明化を図ることによりシステム間の競争を促進するとともに、あわせて、その透明、競争的かつ継続的な見直しプロセスの在り方についても検討し、これまでの成果を踏まえ2007年度中の早期に結論を得る。
- b) 民間事業者において動画配信サービス等のプロテクションシステムを検討する場合は、権利者が安心してコンテンツを提供できる環境を作るとともに過去の失敗例に学び、ユーザーの使いやすさに配慮したルールの採用を奨励する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

第5章 人材の育成と国民意識の向上

1. 知的財産人材育成総合戦略を実行する

2007年度も引き続き、「知的財産人材育成総合戦略」を着実に実行し、知財専門人材の一層の増加及びその能力の高度化、広域化、知財創出・マネジメント人材の知財活用能力の高度化及び国民全体の知財民度の向上を図る。あわせて、大学、企業等に対してもその実施を促す。

また、第1期（2005年度～2007年度）における知財人材育成に関する各種施策の実施状況に関する評価を2007年度中に行い、第2期（2008年度～2011年度）に向けて必要な措置を講ずる。

（法務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）

2. 知的財産人材育成を官民挙げて進める

(4) 海外派遣など海外との交流を活発化する

②アジア等の人材の受入れと専門家派遣を拡充する

2007年度も引き続き、日本をアジアの知財人材育成の拠点とすべく、アジア等の知財人材の受入れと専門家の派遣を拡充する。また、大学の学部や大学院における同様の取組を奨励する。

(外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

(7) 知的財産の教育者や教材・教育ツールを開発する

②知的財産教育に関する教材・教育ツールを開発する

i) 2007年度も引き続き、特許権や著作権などを統一した知財教育のプログラムを策定するとともに、学校での知財教育を支援するため、初等中等教育における各段階に応じた教材の作成・提供や手引書の作成、学校における知財教育の具体的手法の研究開発など、知財に関する教育事業を実施する。

また、eラーニングを始めとして、いつでもどこでも知的財産教育を受けられるよう、2007年度から教材のダウンロードが可能な環境の整備を進めるとともに、モバイル端末等で利用できる教材の充実を図る。

(文部科学省、経済産業省)

5. 国民の知的財産意識を向上させる

(6) 知的財産を含めた消費者教育を推進する

2007年度も引き続き、「消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。」という消費者基本法の規定に基づき、知財を含めた消費者教育の推進体制の強化、担い手の強化及び内容の充実を図る。

また、「消費者教育を幅広く、かつ、効率的・効果的に実施していくために、広く関係機関の協力を得て消費者の教育の体系化を図り、これに基づく消費者教育の推進方策について検討する。」との消費者基本計画における記載に基づき、2007年度中に、知財を含めた消費者教育の体系化についても一定の結論を得る。

(内閣府、文部科学省、関係府省)

(7) 知的財産に関する国民への啓発活動を強化する

2007年度も引き続き、児童・生徒、大学生、社会人一般、実務者向けに、民間の知財の専門家を活用しつつ、それぞれの特性を踏まえた知財に関するセミナーの開催等を行う。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省)